

第153回定例研究会

12月10日(木)

於:Zoom及び 国労会館会議室

静岡県公契約条例案に関する 要請運動と今後について

報告者：高橋 立顕 氏

(建交労東海ダンプ支部 書記長・静岡県生公連事務局)

○はじめに

静岡県議会での条例制定の動きが突如として生じ、県議会への要請懇談等を行ってきました。最初に、公契約法や条例について簡単に述べます。

①公契約法や公契約条例は、国や県・自治体が公共工事などにおいて、労働者や一人親方の賃金単価や労働条件を「民民契約にタッチできない」という制約を取りのぞいて、低い賃金や単価を改善させるという目的で作られる法律(条例)のことを指します。

②ILO「公契約における労働条項に関する条約」を日本は批准していません。批准している国では労働者や一人親方の最低限の賃金単価を設定して、「適正な賃金単価」が保障されています。

③2009年に全国初の公契約条例が千葉県野田市で制定され、その後、昨年度末の段階で48自治体、県段階では7県に条例が制定されています。

○東海ダンプ支部・静岡県生公連の運動

①東海ダンプ支部では、公契約条例について、静岡県に条例制定を求める要請を、建設業協会にも制定を求める要請懇談を展開してきました。

②条例を制定している県では、下限枠が設定されていない理念条例が大半を占めていますが、条例制定の最大の目的は、発注者が元請下請に対して、「民民契約にタッチして、監視する」という姿勢にさせることにあると考えています。

③ダンプキャラバンで国交省や県・自治体へ「適正単価の支払い」を要請しても、「民民契約を束縛するものではない」などの回答を聞き、元請のピンハネを容認する回答にがっかりすることも多々あり

ました。公契約条例が活用できないかと模索し、理念型条例であっても労働組合側の主体的な運動によって、民民契約にタッチさせるという公務員のパラダイム変換をさせることが可能となるかもしれないと考え、要請し続けてきた経緯があります。

○静岡県公契約条例案に対する運動

①県議会での検討委員会には、自民党・公明党・ふじのくに県民クラブの3会派で構成し、自民党が条例案を起案したとの情報を収集し、3つの会派への要請を展開することとなりました。

②自民党で対応した県議から「建設業界での重層下請が諸悪の根源。地元の零細業者も苦しんでおり、課題は同じ」との見解がありました。

③ふじのくに県民クラブでは、県議から条例案の問題点や改善点を出して欲しいと宿題が逆に出されるなど盛り上がりのある要請懇談となりました。

④公明党では、組合の要請主旨をきちんと聞き、今後の検討委員会で質問をしてより良い条例にしていきたいとの回答でした。

⑤県議会の各会派への要請は、過積載撲滅や県の施策を改善させることも視野に入れ、建交労における労働組合運動の戦術の一つとして改めて見直すことが必要だと感じています。

⑤静岡県公契約条例案については、理念条例であり、労働者や一人親方目線ではなく、中小零細業者目線になっています。条例ができたから終わりではなく、そこからスタートすると考え、公契約に携わる労働者や一人親方の賃金単価・労働条件に関与できる土台が出来上がったと考えれば良いと思います。

*連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>